

## 司法政策研究科(法科大学院)

### 【地域に学び、地域を支える法曹養成の試み 離島等司法過疎地域における無料法律相談活動】

#### ◆事業名

離島等司法過疎地における無料法律相談事業

#### ◆活動主体

司法政策研究科(法科大学院)

#### ◆連携団体等

屋久町、上屋久町、鹿児島県弁護士会

#### ◆対象者/人数

屋久町・上屋久町住民/約60名

#### ◆実施期間

平成17年1月5日から8日

屋久町<尾之間・安房>

平成17年3月1日から4日

屋久町<尾之間・安房>

上屋久町<宮ノ浦・一湊>

#### 事業の内容

#### ◆鹿児島大学法科大学院のミッション

我が国社会の多様化・複雑化が進むに従い、社会における法の役割の重要性が高まっている。本プロジェクトは、実習科目の教育活動を地域で展開することを通じて地域における法サービスの不足を補い、地域における安寧な社会生活の確保に貢献しようとするものである。

鹿児島大学大学院司法政策研究科(法科大学院)は、鹿児島大学初の高度専門職業人養成大学院であり、研究科の設置の当初から、「地域に学び、地域を支える」ことをスローガンとしてきた。その趣旨は、将来の司法制度の理想を構想しその実現に貢献する、力のある法曹を養成するという教育機関としての責務に加え、教育活動を通じて地域社会における司法制度の基盤の脆弱性に対応する

責務を果たすことをミッションとするということである。

それを具体化するものとして、離島など司法過疎地域における法律相談実習を必修科目と位置づけ、教育活動と地域貢献を両立させたプログラムとして展開している。

#### ◆司法過疎地域とは？

司法過疎地域とは、弁護士過疎地域とも呼ばれ、地域に弁護士がいないために、社会生活上の様々な問題に対して適切な法的支援を受けることが困難な地域を指す。法律家の間では、地方裁判所の本庁・支部の管轄地域ごとに二人は弁護士が必要であるとされ、これを満たさない地域を「ゼロワン地域」と呼んで、政策的な対応が必要な地域としている。

鹿児島県は、従来より我が国の代表的な司法過疎地域であり、いくつかの制度的な支援が実施されているものの、弁護士がいない地域がまだまだ広がっている。特に、離島の場合、奄美大島の奄美市には地方裁判所の支部があるのでゼロワン地域として法律事務所の設置支援の対象になっているが、屋久島や種子島など比較的人口が多い島嶼でも、それぞれ簡易裁判所と家庭裁判所の出張所があるものの弁護士はおらず、鹿児島地裁本庁管轄とされているために、「ゼロワン地域」にもカウントされないという状況にある。

#### 事業の成果・評価

#### ◆平成17年度の取り組み

平成17年度、法科大学院では、2期に分けて無料法律相談会を開催した。

第1期は、1月6日、7日の両日、屋久町の尾之間にある屋久町役場と安房にある屋久町総合センターで開催した。各会場、弁護士1名、教員1名、学生5名から6名で対応した。1件あたり1

時間程度、各会場で一日5件の相談を受け、全体で20件の相談を受けた。

第2期は、第1期と同じ屋久町の屋久町役場、屋久町総合センターに加え、上屋久町の宮ノ浦にある上屋久町総合センターと一湊にある一湊公民館の4カ所で相談会を開催した。各会場、弁護士1名、教員1名、学生4名から5名で対応した。1件1時間程度、各会場で一日5件の相談を受け、全体として40件の相談に対応した。第2期においては、屋久島における拠点集落を全て押さえた展開とすることができ、島全体に対する取り組みと評価できるものとなった。

相談事例の内容は、契約書の有効性、土地の境界線の問題、売掛金の回収、家族の問題など多岐にわたった。相談された紛争の発生地も屋久島島内に限られるものではなく、九州本土をはじめその他の地方を舞台とするものも含まれていた。離島であってもその社会関係が閉じたものではなく、多様な法律問題が存在することを実感するとともに、その対応の必要性を感じさせるものであった。

事例検討会では、学生は、大半の事例で相談者に満足して帰ってもらえたと報告した。現在、平成18年度の準備を進めているが、実施地域で「次はいつか」という問い合わせがあるとのことであり、事業としての成果も一定以上のもの考えられる。今後は、教育支援協定を結ぶ宮崎県弁護士会



屋久町総合センター(安房)での相談の様子。(右おく：前田教授<弁護士>)。相談者のプライバシー保護のため、手前の相談者席に学生が座っています。

2006年3月3日

の管轄域を含めて、この事業を展開することを目指している。

#### ◆「現在(いま)に学び、未来を支える」取り組みとして

法科大学院は、平成16年4月に68校が全国一斉に開校され、現在72校が存在するが、各法科大学院はそれぞれに特色のあるカリキュラムを展開している。そのなかでも、本学の取り組みは、社会貢献と教育活動を一体化させ、地域への貢献と専門職の社会的責務の教育とを両立させたものとして、全国的にも注目されている。研究会での実績報告の依頼も多く、法科大学院のリーガル・クリニックの取り組みを扱った論文で紹介され、日本経済新聞2006年5月31日西部版夕刊に弁護士過疎地対策の取り組みとして本文のみならず、見出しでも取り上げられた。

このプロジェクトは、司法過疎地域での法律相談への対応により現在の問題への解決に寄与し、それに臨席した学生が司法過疎地での活動に対する理解を深め、将来、彼ら／彼女たちが法曹となった暁には問題のより根底的な解決に貢献することをねらう。「地域に学び、地域を支える」取り組みは、「現在(いま)に学び、未来を支える」取り組みでもある。

新聞紙面の画像

(著作権処理のためWeb版では削除)